

福祉用具貸与（指定介護予防福祉用具貸与）重要事項説明書

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人緑山会が開設する「ゆうあいレンタルケア」（以下「ゆうあい」という。）において実施する指定福祉用具貸与（指定介護予防福祉用具貸与）事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の専門相談員が、要介護状態（介護予防にあつては、要支援状態）にある利用者に対し、適切な指定福祉用具貸与（指定介護予防福祉用具貸与）を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 福祉用具貸与の提供に当たって、「ゆうあい」の専門相談員は、要介護の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定、取り付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の軽減を図るよう援助を行う。

2 介護予防福祉用具貸与の提供に当たって「ゆうあい」の専門相談員は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、要支援者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取り付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、要支援者の生活機能の維持又は改善を図る。

3 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者と綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

5 指定福祉用具貸与（指定介護予防福祉用具貸与）の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導又は助言を行うとともに、居宅介護事業者へ情報の提供を行うものとする。

6 前五項のほか「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第37号）「指定居宅介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成18年厚生労働省令第35号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1）名称 ゆうあいレンタルケア

（2）所在地 周南市大字須々万本郷28-1

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 本事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

（1）管理者 1名

管理者は、従業者及び業務実施状況の把握その他業務の管理を一元化に行うとともに、法令等において規定されている指定福祉用具貸与（指定介護予防福祉用具

貸与)の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

(2) 専門相談員 2名

専門相談員は、利用者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、あるいは介護者等の負担を軽減するよう、適切な福祉用具の選定を行うとともに、その相談に応じる。

(営業日及び営業時間)

第5条 「ゆうあい」の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

営業日 月曜日から金曜日までとする。

ただし、祝日、12月29日から1月3日までを除く。

営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与の提供方法、取扱い種目及び利用料等)

第6条 「ゆうあい」で行う指定福祉用具貸与(指定介護予防福祉用具貸与)の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 指定福祉用具貸与(指定介護予防福祉用具貸与)の提供に当たっては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて使用方法の指導、留意事項、故障時の対応等などの説明を行う。
- (2) 指定福祉用具貸与(指定介護予防福祉用具貸与)の提供に当たっては、機能、使用方法、安全性、衛生状態等の点検を行う。
- (3) 特定福祉用具貸与(指定介護予防福祉用具貸与)の提供に当たっては、機能や価格帯の異なる複数商品を掲示し、説明を行う。
- (4) 特定福祉用具貸与(指定介護予防福祉用具貸与)の提供に当たっては、貸与しようとする商品の全国平均貸与価格等の説明を行う。

2 本事業所において取り扱う指定福祉用具貸与(指定介護予防福祉用具貸与)の種目は次のとおりである。

- (1) 車いす
- (2) 車いす付属品
- (3) 特殊寝台
- (4) 特殊寝台付属品
- (5) 床ずれ防止用具
- (6) 体位変換器
- (7) 手すり
- (8) スロープ
- (9) 歩行器
- (10) 歩行補助杖
- (11) 移動用リフト
- (12) 認知症老人徘徊感知機器
- (13) 自動排泄処理装置

3 指定福祉用具貸与(指定介護予防福祉用具貸与)を提供した場合の利用料の額は、別添付料金表によるものとし、当該指定福祉用具貸与(指定介護予防福祉用具貸与)が法定代理受領サービスであるとき、その一割、二割又は三割の支払をうけるものとする。

4 法定代理受領以外の利用料については、別添付料金表の額とする。

- 5 指定福祉用具（指定介護予防福祉用具）の搬入に特別な措置が必要な場合に要する費用については、実費とする。
- 6 前四項の利用料等の支払を受けたときは、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとの区分）について記載した領収書を交付する。
- 7 指定福祉用具（指定介護予防福祉用具）の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- 8 法定代理受領サービスに該当しない指定福祉貸与（指定介護予防福祉用具貸与）に係る利用料の支払いを受けた場合は、指定福祉用具貸与（指定介護予防福祉用具貸与）の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

（衛生管理等）

第7条 従業者の清潔の保持と健康状態について必要な管理を行うとともに、センターの設備及び備品について、衛生的な管理に努めることとする。

- 2 回収した福祉用具については、適切な方法で一時保管場所に保管して速やかに委託事業者の（株）日本ケアサプライに引き取らせ、契約通りの方法で消毒及び保管をさせることとする。なお、貸与する福祉用具については、当事業所で一時保管することなく、委託事業者の保管庫から利用者の所へ直接届けることとする。

（苦情処理）

第8条 指定福祉用具貸与（指定介護予防福祉用具貸与）に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応する為に、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 「ゆうあい」は、提供した指定福祉用具貸与（指定介護予防福祉用具貸与）に関し、介護保険法第32条の規定により市町村が行う質問若しくは照会に応じ、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 「ゆうあい」は、提供した指定福祉用具貸与（指定介護予防福祉用具貸与）に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会の指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行うものとする。

苦情相談の窓口

苦情受付担当者 中本 隆雄
 苦情解決責任者 田中 竜太
 電話番号 0834-88-2208

苦情相談の窓口

山口県国民健康保険団体連合会	083-995-1010
周南市高齢者支援課介護給付・保険料担当	0834-22-8467
下松市長寿社会課介護保険係	0833-45-1831
光市高齢者支援課介護保険係	0833-74-3003

（事故発生時の対応）

第9条 「ゆうあい」は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要

な措置を行うものとする。

2 「ゆうあい」は、サービス提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うものとする。

3 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

（個人情報の保護）

第10条 「ゆうあい」は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業所における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 「ゆうあい」が得た利用者の個人情報については、主治医との情報交換、サービス調整会議やケアマネージャーとの連絡など以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

（通常の事業の実施地域）

第11条 通常の事業の実施地域は、周南市、下松市、光市とする。

（その他運営に関する留意事項）

第12条 「ゆうあい」は、従業員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

（1）採用時研修 採用後3ヶ月以内

（2）継続研修 年2回

2 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

4 「ゆうあい」は、指定福祉用具貸与（指定介護予防福祉用具貸与）に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存するものとする。

5 この規程に定める事項の他、運営に関する社会福祉法人緑山会と当事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

（虐待防止に関する事項）

第13条 事業所は、利用者の人権擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずるものとする。

（1）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。

（2）虐待の防止のための指針を整備する。

（3）従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施する。

（4）前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、指定福祉用具貸与等の提供中に従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

（身体拘束等の原則禁止）

第14条 事業所は、指定福祉用具貸与等の提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その

際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

(業務継続計画の策定等)

- 第15条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定福祉用具貸与等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

附則

この規程は、平成25年8月1日から施行する。

改正 平成25年9月1日
改正 平成30年4月1日
改正 平成30年8月1日
改正 平成30年10月1日
改正 令和4年3月1日
改正 令和6年4月1日

1、私は、職員（ 中本 隆雄 ）から「重要事項説明書」の説明を受け、これに同意し、本書面を受領しました。

令和 年 月 日

ご利用者 住 所

氏 名

⑩

ご家族 住 所

氏 名

⑩